

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 14 日現在

機関番号：32629

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730155

研究課題名(和文) アメリカの犯罪政策と連邦制

研究課題名(英文) American Crime Policy and Federalism

研究代表者

西山 隆行(NISHIYAMA, TAKAYUKI)

成蹊大学・法学部・教授

研究者番号：30388756

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：犯罪多発国であるアメリカは、1990年代以降、ニューディールを基盤とする福祉国家から、犯罪への対応を主要任務とする、クライム・ディールを特徴とする「刑罰国家」へと変容したと指摘されている。連邦レベルと地方レベルで犯罪問題に対する認識は大きく異なっている。本プロジェクトは、銃規制、麻薬問題、不法移民対策などに着目しながら、そのような事態が発生する理由を理論的に解明している。

研究成果の概要(英文)：It is often argued that the United States of America changed its nature from welfare state to punitive state. This project explained the logic behind this transformation theoretically. I explained the nature of the politics of gun policy, drug policy, and illegal immigration policy by contrasting the federal and local governments' attitudes toward these policies.

研究分野：政治学

キーワード：アメリカ 犯罪 連邦制 銃規制 麻薬 不法移民

1. 研究開始当初の背景

アメリカは、主要先進国の中でも犯罪多発国家として知られている。2007 年末の段階で、執行猶予や仮釈放中の者を含めると、アメリカ成人の 31 人に 1 人にあたる 730 万人が受刑状態にある。全世界人口にアメリカが占める割合は約 5%だが、受刑者についてはその 25%を占めている。その結果、かつては福祉国家に向けられていた政治的、財政的資源が、刑事司法の分野に向けられるようになっていく。今日、一部の論者によって、アメリカは、ニューディールを基盤とする福祉国家から、犯罪への対応を主要任務とする、クライム・ディールを特徴とする「刑罰国家」へと変容したと指摘されている。

アメリカの犯罪問題が顕在化しているのが、都市中心部のスラムである。アメリカでは階級に応じて居住地に相違があり、比較的富裕な層が郊外に住居を構える一方で、貧困者が都市中心部に住んでいる。スラムに住居する貧困者には黒人や中南米系などのマイノリティが多く、彼らが街頭犯罪の被害にあうことが多い。アメリカの犯罪問題は、都市問題、とりわけ、マイノリティを取り巻く状況と密接に関連している。

興味深いのは、犯罪への対策については、都市と農村部で異なった議論が展開されていることである。近年のアメリカが刑罰国家化した背景には、主として連邦政府や州政府を中心に主導された保守的な刑事政策の展開がある。その一方で、アメリカの犯罪政策の主戦場である地方政府は厳罰主義的な犯罪政策を必ずしも支持していない現状がある。

2. 研究の目的

上述のように、近年のアメリカでは福祉国家に向けられていた政治的、財政的資源が刑事司法の分野に向けられるようになっていく。このような変化が見られるようになった背景には、主として連邦政府や州政府を中心に主導された保守的な刑事政策の展開がある。その一方で、地方政府は厳罰主義的な犯罪政策を支持しておらず、犯罪者の社会復帰などを重視するリベラルな社会政策を提唱している。このように、犯罪問題の主戦場である地方政府で推進されるリベラルな犯罪政策が、犯罪問題に直接関与することが多くない州や連邦の政治アクターによって否定され、アメリカ全体で厳罰化が進行している理由を説明することが必要である。

先行研究は、連邦政府の動向に力点を置いて、アメリカの犯罪政策が強化されてきたことを明らかにしてきた。しかし、連邦制を採用するアメリカでは、犯罪政策の実態を明らかにする上で連邦政府の役割にのみ着目していても不十分であり、具体的な犯罪政策の執行を行う州や地方政府との関連を念頭に置いて研究することが不可欠である。このような認識から、本プロジェクトは、アメリカ

の犯罪政策を、連邦制との関連を念頭に置きつつ、理論的に解明することを目的としている。

また、このプロジェクトは、連邦制国家における政治に関する、新たな分析枠組みを提起することも、補助的な研究目的としている。連邦制に関する先行研究は、連邦政府と地方政府の財源をめぐる問題を専ら研究対象としている。これに対し、本プロジェクトは、同一争点をめぐって連邦政府と地方政府が異なる意味付けをし、性格の異なる政治を展開していることに注目している。財源をめぐる問題ではなく、連邦政府と地方政府で犯罪政策をめぐる政治がどのように展開され、それがどのような相互作用を経て最終的な政策決定につながるのかを、理論的に解明することも本プロジェクトの目的である。

3. 研究の方法

上述の目的を達成するため、本プロジェクトでは、理論的な検討と、具体的な事例に関する実証研究を並行して実施することにした。

理論的な検討に関しては、連邦制に関する先行研究を検討するとともに、本稿独自の理論的な枠組みを設定することにする。具体的には、財源のみならず、同一争点が連邦政府と地方政府でどのように特徴づけられているかというフレーミングに関する問題、また、連邦政府と地方政府でどのような政治アクターが行動するかという利益団体に関する問題を、連邦制の問題と関連付けながら理論化する。

実証研究については、アメリカの治安を考える上で大きな問題となっている銃と麻薬の問題に加えて、2012 年の大統領選挙等で大きな争点となった不法移民の問題に焦点を当て、研究を実施する。

4. 研究成果

(1) 理論的検討について

犯罪政策の性格とフレーミング

犯罪問題については、研究者の間でも犯罪発生原因に関する見解が一致していないこともあり、政治的主体によるフレーミングの巧みさが、政策を方向付けてきた。犯罪をめぐる政治は、街頭犯罪に直面せねばならない地方政府や地域コミュニティと、実際にはあまり犯罪に直面しない連邦政府や州政府とでは、異なった形で展開されてきた。

治安は公共財としての性格を持つため、選挙の時に人々を動員する争点としてはあまり役に立たない。しかし、治安維持に失敗すると有権者から大きな反発を招くため、犯罪政策は相手を非難するために使う争点としては都合がよい。この傾向は、連邦のレベルでとりわけ顕著である。犯罪率の低い地域が多い連邦の政治においては、犯罪は有権者が日常的に接する問題ではなく、報道などを通して知る抽象的脅威にすぎないからであ

る。そのため、連邦政府では、厳罰化が強く推進されてきた。

その一方、犯罪被害に遭う可能性が高い都市の貧困者や人種的マイノリティにとっては、犯罪問題は、貧困や雇用、住宅、教育などの生活の質に関わる広範な問題と関連付けて提起される必要がある。犯罪問題の根底にある複雑な問題にも対応する上では、連邦や州政府の政治家のように問題の原因を単純に捉えてわかりやすい対策をとることは可能でないし、妥当でもない。厳罰化よりも、犯罪予防や、犯罪被害者に対するケア、犯罪加害者の社会復帰策を充実させる方が、地域コミュニティにとっては重要になる場合も多い。

このように、連邦政府と地方政府では、犯罪問題に対する認識が異なっているのである。

政治アクターの性格

連邦政府と地方政府では、活動する政治主体も異なってくる。

連邦議会では、単一争点を扱っていて組織力と資金力のある利益集団や刑事司法機関が積極的に活動していると共に、公聴会等でも意見を表明する機会を多く与えられている。これらの集団は市民の利益関心を適切に代表しているとは限らず、市民の中の極端な主張を体現しているのに過ぎない場合もある。

一方、市民の広範な利益関心を代表する市民団体は、地方政府や地域コミュニティにおいては大きな影響力を持っているものの、連邦の政治で発言力を持つことは少ない。このような団体は地域を基盤として組織されることが多く、その財政的基盤も概して脆弱である。地方の政治主体はこのような団体の利益関心に積極的に対応するものの、連邦の政治家は実際の犯罪からは地理的にも心理的にも距離があるため、これらの団体の訴えに積極的に耳を傾けるインセンティブは弱い。

このように、犯罪政策の主戦場で現実の問題に直面している利益団体は、地方政府には影響力を行使できるものの、大きな財源を持つ連邦政府には直接的な影響を行使するのが困難である。その結果、アメリカの犯罪政策の大枠を決定する連邦政府では、地方レベルで求められているのとは性格の異なる政策が推進されてしまうのである。

(2) 実証研究

銃規制について

銃に関しては、都市部では規制強化が求められる一方で、農村部では規制反対派が強い傾向がある。

銃を利用した街頭犯罪は都市で多発しているため、都市住民の間で銃規制強化を求める声は強い。犯罪多発地帯として知られていたニューヨーク市で市長を務めたルドルフ・ジュリアーニやマイケル・ブルームバー

グは銃規制論者として名をはせた(ただし、ジュリアーニは2008年の大統領選挙で共和党の有力候補となった際に銃規制反対派に転向した)。

一方、銃規制反対派の多くは農村地帯に居住している。アメリカの農村地帯は人口密度が低く、隣の家に着するまで車で何分もかかる所もある。そのような地域では緊急時に警察を頼りにすることができないため、自衛のために銃が必要という議論が支持される。農村地帯では狩猟も一般的で、保有されている銃の数も多く、銃規制反対派である全米ライフル協会(NRA)の会員も多い。

この問題は、アメリカ政治の力学により、興味深い状況をもたらしている。農村地帯では犯罪が少ないので、統計的に見ると、銃の数が多き地域ほど犯罪率が低いという関係が見いだされる。この統計結果を根拠として、銃規制反対派は、犯罪を低下させるためには銃の数を増やせばよいと主張する。NRAは、その方針を支持する政治家を政党にかかわらず応援し、銃規制派候補の当選阻止に大きな力を発揮するため、連邦政界の有力議員は銃規制に消極的になる。その結果、銃犯罪の主戦場である都市住民の意向に反して、銃規制は進展しないことになる。

麻薬犯罪について

麻薬についても、犯罪率の高い都市と犯罪率の低い地域では位相の異なる議論が展開されており、それが都市政府と連邦政府が対立する状況を作り出している。ただし、こちらは構図が逆転している。

そもそも、麻薬は売春などと同様に「被害者なき犯罪」と位置付けられており、それを非合法化するのが妥当かについて論争がある。都市部では麻薬問題は貧困や雇用、住宅などの生活の質にかかわる広範な社会問題と関連付けて提起されることが多く、厳罰志向は弱い。近年、ワシントン州やコロラド州で大麻が嗜好品として合法化されるようになってきているのは、その表れである。

一方、農村地帯などの犯罪率の低い地域においては、犯罪は有権者が日常的に接する問題ではないため、メディアを通して紹介される衝撃的で特異な犯罪を受けて、厳罰化が提唱される。自営や狩猟の目的にも使われる銃とは異なり、麻薬は医療用に処方された場合を除いては犯罪にのみ用いられるため、麻薬犯罪は厳罰化に際して主要なターゲットとなる。日本と同様に、農村地帯の利益関心が代表されやすい連邦政界では、犯罪に強硬な態度をとることが政治家への支持をもたらす。その結果、ニクソン政権期以降対麻薬戦争が宣言され、都市部を中心に多くのマイノリティが逮捕されているのである。

不法移民対策について

アメリカには、中南米から数多くの不法移民が流入しており、不法移民が治安上の問題

を惹起するとの懸念がしばしば表明されるようになっている。とりわけ、2001年の911テロ事件以後、米墨国境から流入する不法移民の中にテロリストが紛れているのではないかと懸念がしばしば表明され、それへの対策が強く求められるようになっている。

この不法移民対策についても、連邦と州や地方政府では、しばしば異なる対応が求められている。連邦政府では、主として共和党保守派の政治家を中心に、不法移民を完全にアメリカから追い出すことがしばしば求められる。それに対し、数多くの不法移民が居住しているテキサス州やカリフォルニア州では、不法移民から直接的な害を受けている人々は不法移民に対する厳罰化が求められるものの、膨大に存在する不法移民をすべて追い出すことは現実的には不可能なので、しばしば、不法移民に合法的な地位を与えて、アメリカ社会に適應させるための措置が求められることもあるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

西山隆行「災害給付とアメリカの福祉国家 MICHELE LANDIS DAUBER, THE SYMPATHETIC STATE: DISASTER RELIEF AND THE ORIGINS OF THE AMERICAN WELFARE STATE, The University of Chicago Press, 2013, pp. xvi + 353」、『アメリカ法』2014年2号、査読無、2015年、pp. 342-347.

西山隆行「アメリカにおける社会秩序と市民的自由」、『甲南法学』第54巻3・4号、査読無、2014年、pp. 187-222.

西山隆行「アメリカの移民政策における安全保障対策と不法移民対策の収斂」、『甲南法学』第54巻1・2号、査読無、2013年、pp. 1-54.

西山隆行「2012年アメリカ大統領選挙とマイノリティ 政党政治のゆくえ」、『甲南法学』第53巻4号、査読無、2013年、pp. 111-148.

西山隆行「アメリカのナショナル・アイデンティティに関する一考察 サミュエル・P・ハンティントンの議論を中心として」、『甲南法学』第53巻1号、査読無、2012年、pp. 1-59.

西山隆行「アメリカの福祉国家と移民 一九九六年の個人責任就労機会調停法ならびに不法移民改革移民責任法をめぐって」、『甲南法学』第52巻3・4号、査読無、2012年、pp. 29-112.

[学会発表](計3件)

西山隆行「アメリカの国境管理政策 麻薬、不法移民、テロ対策」科学研究費補助金(基盤B)「米国の政策過程における

イスラム系の影響力: アジア系、アフリカ系との比較研究」(泉淳代表) 上智大学、2013年6月15日。

西山隆行「移民政策と国境問題 麻薬、不法移民とテロ対策」アメリカ学会部会C「移民問題の現在」、東京外国語大学、2013年6月2日。

西山隆行「『マイノリティが変えるアメリカ政治』と今後の政党政治」第55回東京財団フォーラム「マイノリティが変えるアメリカ政治 多民族社会の現状と未来」、日本財団ビル、2012年11月29日。

[図書](計6件)

新川利光編、林成蔚、安周永、横田正顕、伊藤武、近藤正基、水島治郎、唐渡晃弘、西山隆行、加藤雅俊、島田幸典、渡辺博明、宇佐美耕一、近田亮平、畑恵子、仙石学、小森宏美、柳原剛司、中田瑞穂著『福祉レジーム』、ミネルヴァ書房、2015年近刊予定(印刷中)、「自由主義レジームアメリカの医療保険・年金・公的扶助」担当、240頁。

西山隆行『アメリカ政治 制度・文化・歴史』三修社、2014年、240頁。

鎮目真人・近藤正基編、下平好博、加藤雅俊、安周永、稗田健志、筒井淳也、柴田悠、渡辺博明、大村和正、中島晶子、西山隆行、相馬直子、北山俊哉、城下賢一著『比較福祉国家 理論・計量・各国事例』、ミネルヴァ書房、2013年、「アメリカ 自由主義型福祉国家と政治」担当、pp. 288-309.

杉田米行編、川村亜樹、中村義実、浅野一弘、柳生智子、山崎由紀、飯島真里子、今野裕子、入江恵子、杉野俊子、友次晋介、荻原シュック江里子、Iris-Aya Laemmerhirt、山岸敬和、吉野裕介、前嶋和弘、西山隆行、河内信幸、島村直幸著『アメリカを知るための18章 超大国を読み解く』大学教育出版、2013年10月、「アメリカの社会保障 公的扶助、年金、医療保険」担当、pp. 77-86.

久保文明・松岡泰・西山隆行+東京財団『現代アメリカ』プロジェクト編著『マイノリティが変えるアメリカ政治 多民族社会の現状と将来』、NTT出版、2012年、189頁。

林田敏子・大日方純夫編、『近代ヨーロッパの探求 13 警察』ミネルヴァ書房、2012年(第7章「『政治』から『改革』へ アメリカ警察の政治的特徴と革新主義時代の警察改革」担当)、pp. 277-321.

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西山 隆行 (NISHIYAMA TAKAYUKI)
成蹊大学・法学部・教授
研究者番号：1000030388756

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：